

## 議案第2号

我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和4年2月24日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、継続的な勤務が見込まれる会計年度任用職員の育児休業及び部分休業について、採用当初から取得できるよう取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるため提案するものです。

我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(イ)</u> 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> 略</p> <p><u>(ウ)</u> 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p>
<p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定</u></p>	<p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公</u></p>

める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条 略

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第20条 略

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないことがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認

の請求が円滑に行われるようにする  
ため、次に掲げる措置を講じなけれ  
ばならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る  
研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の  
整備

(3) その他育児休業に係る勤務環  
境の整備に関する措置

第23条 略

第21条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。